

事 務 連 絡
令和8年6月24日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

住家の被害認定調査に関する被災者への説明について

地震や水害により被災した住家の被害認定調査において、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第2次調査を行うこととなります。第2次調査の実施にあたっては、その調査方法の違いから、判定される被害の程度が第1次調査の判定結果と異なる可能性があることについて、被災者に十分に理解いただいた上で申請いただくことが重要です。

今般、地震・水害の別に、住家の被害認定調査に係る説明用のリーフレットについて、別添のとおり作成しましたので、平時又は災害時の広報資料等として適宜ご活用ください。

つきましては、貴都道府県内の関係部局並びに市町村の防災担当部局及び被害認定関係部局にも御周知くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
天艸、富田、米戸、村上

Tel 03-3501-6996 Fax 03-3502-6034

～各種手続きに必要な「罹災証明書」～

表面

「罹災証明書」は、市町村長が、災害による住家の被害の程度を証明する書類です。住まい・生活への公的支援（被災者生活再建支援金、応急仮設住宅への入居、住宅の応急修理、災害義援金の受け取り、税金等の減免、各種融資など）を受ける際に必要となります。

罹災証明書の交付手続き

- 交付申請窓口は、被災住家のある市町村です。
- 申請すると、市町村職員が被害認定調査を行い、被害程度を確定の上、罹災証明書を交付します。
- 罹災証明書には、住家の被害程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）の6区分のいずれか）が記載されます。

罹災証明書（サンプル）

申請から支援までの流れ

被災者から市町村へ申請

被害認定調査（市町村）



調査により、住家の「損害割合」※を算出します
※原則として、住家の部位ごとに損害割合を計算し、それらを合計して算出します。

【住家の被害の程度と損害割合の関係】

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
損害割合	50%以上	40%台	30%台	20%台	10%台	10%未満

罹災証明書の交付（市町村）

各種被災者支援策の活用

【！ご注意！】応急危険度判定とは異なる調査です

被災建築物応急危険度判定※は、建築士等が、余震などによる二次被害の危険性を判定するものであり、被害認定調査とは調査の目的・判定の基準が異なります。このため、応急危険度判定により「危険」と判定されても、必ずしも被害認定調査において「全壊」になるとは限りません。

※ 余震などによる二次災害を防止するため、倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定するもの。判定結果は、建築物の見やすい場所に「判定ステッカー（右図参照）」として表示し、居住者・歩行者に対して、その建築物の危険性について情報提供することとしている。



判定ステッカーの例（建築物判定ステッカー）

（出典）全国被災建築物応急危険度判定協議会

- 「被害認定調査」は、市町村職員が被災住家を調査し、災害による住家の被害の程度（全壊から一部損壊までの6区分）を判定するものです。
- 地震被害の調査には、外観のみの調査により内部被害を推定し住家全体の被害を判定する「**第1次調査**」、外観に加え住家内部も調査し判定する「**第2次調査**」があります。なお、写真により、現地調査を省略することが可能な場合※もあります。
- 「第2次調査」は、被災者のご希望に応じて実施されます。

※ 被害が軽微のため、あらかじめ被災者が「一部損壊」の判定となることに合意した場合に実施される「自己判定方式」など。

調査の種類と特徴 (地震による被害を受けた木造・プレハブ住宅の例)

第1次調査 (外観目視調査)

外観から確認可能な3つの部位の損傷や傾きから、内部を含めた住家全体の被害を推定する方法です。

居住者の立会いがなくとも調査することが可能のため、比較的早く罹災証明書を交付することができます。

第2次調査 (外観目視+内部立入調査)

左記の外観調査に加えて、住家内部にも立ち入り、詳しく被害を確認する方法です。

居住者による立会いも必要となるため、日程調整等、調査の実施までに時間を要する場合があります。



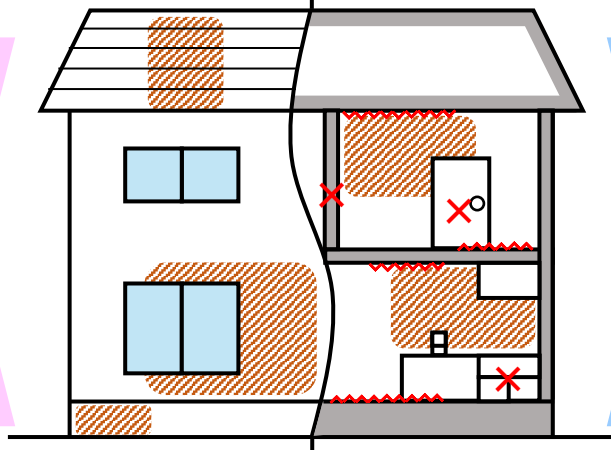
屋根



外壁



基礎



建具



柱、内壁、床、天井



設備

被災者から申請があった場合、第2次調査を実施
※第1次調査をせず、第2次調査から実施する場合があります。

第2次調査が行われた場合、第1次調査よりも詳細な調査であることから、基本的には第2次調査の判定で罹災証明書を交付されます。

外壁の被害は小さいけれど、床の起伏や襖の開閉が困難で被害が酷いわ。第2次調査してもらえないかしら。

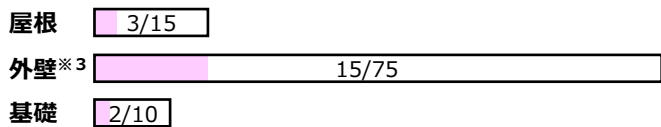


第1次調査

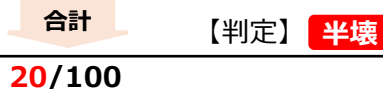
例えば、外観上の被害が1/5程度、内部の被害が1/4程度生じている場合※1

第2次調査

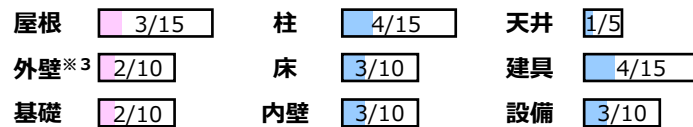
【各部位の損害割合※2】



【住家の損害割合】



【各部位の損害割合※2】



【住家の損害割合】



※1 被害の大きさは、各部位の損傷面積のほか、その損傷の程度も加味して評価されます。
 ※2 損害割合とは、住家全体に占める各部位の経済的被害を表したものです。部位によって施工価格等が異なるため、同程度の被害が生じても住家の被害として評価できる程度は部位により異なります。
 ※3 第1次調査では、外壁の損傷程度から住宅内部にも同程度の被害が生じていると推定するため、住家の損害割合として算入する最大値が高くなります。

損害割合の上がり幅（下がり幅）次第で、**第1次調査と判定が異なる場合があります。**

～各種手続に必要な「罹災証明書」～

表面

「罹災証明書」は、市町村長が、災害による住家の被害の程度を証明する書類です。住まい・生活への公的支援（被災者生活再建支援金、応急仮設住宅への入居、住宅の応急修理、災害義援金の受け取り、税金等の減免、各種融資など）を受ける際に必要となります。

罹災証明書の交付手続

- 交付申請窓口は、被災住家のある市町村です。
- 申請すると、市町村職員が被害認定調査を行い、被害程度を確定の上、罹災証明書を交付します。
- 罹災証明書には、住家の被害程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）の6区分のいずれか）が記載されます。

罹災証明書（サンプル）

申請から支援までの流れ

被災者から市町村へ申請

被害認定調査（市町村）



調査により、住家の「損害割合」※を算出します
※原則として、住家の部位ごとに損害割合を計算し、それらを合計して算出します。

【住家の被害の程度と損害割合の関係】

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
損害割合	50%以上	40%台	30%台	20%台	10%台	10%未満

罹災証明書の交付（市町村）

各種被災者支援策の活用

被害認定調査の概要

グレーハッチ箇所は、自治体の運用に応じて適宜修正ください。

- 「被害認定調査」は、市町村職員が被災住家を調査し、災害による住家の被害の程度（全壊から一部損壊までの6区分）を判定するものです。
- 水害による被害の調査には、木造・プレハブの戸建て住宅（1～2階建て）の場合※¹、外観のみの調査で内部被害を推定し住家全体の被害を判定する「**第1次調査**」、外観に加え住家内部も調査し判定する「**第2次調査**」があり、「第2次調査」は、被災者のご希望に応じて実施されます。
- なお、写真により、現地調査を省略することが可能な場合※²もあります。

詳細は裏面参照

※¹ それ以外の住宅の調査方法は、外観及び住家内部を調査し判定する「第2次調査」相当のもののみとなります。

※² 床下浸水など被害が軽微のため、あらかじめ被災者が「一部損壊」の判定となることに合意した場合に実施される「自己判定方式」など。

調査の種類と特徴

(水害による被害を受けた木造・プレハブ建て住宅(1~2階建て)の例)

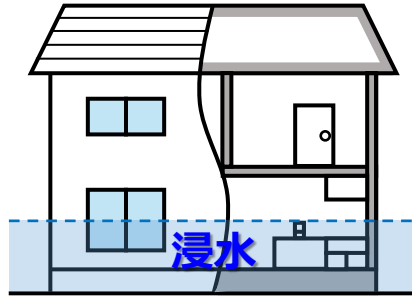
第1次調査(外観目視調査)

外観の損傷や浸水深から、内部被害を含めた住家全体の被害を推定する調査方法です。

居住者の立会いがなくとも調査することが可能のため、比較的早く罹災証明書を交付することができます。



浸水痕
浸水深
床高



第2次調査(外観目視+内部立入調査)

外観調査に加えて、住家の内部にも立ち入り、詳しく被害を確認する調査方法です。

居住者による立会いも必要となるため、日程調整等、調査の実施までに時間を要する場合があります。



等、全9部位

浸水痕から浸水深を測定し、住家全体の被害を推定

被災者から申請があった場合、第2次調査を実施

※第1次調査をせず、第2次調査から実施する場合があります。

第2次調査が行われた場合、第1次調査よりも詳細な調査であることから、基本的には第2次調査の判定で罹災証明書が交付されます。

各部位の損害割合を調査し、それらを合計して住家全体の被害を算出

例えば、内水氾濫により
床上0.1m以上1m未満の高さまで浸水している場合

第1次調査

下表により、外観の損傷と浸水深に応じて住家の被害が判定されます。なお、第2次調査が行われた場合、右記のとおり、各部位の具体的な被害の程度次第で、第1次調査と異なる判定結果となる場合があります。

【浸水深に応じた被害の程度】

浸水深	内水氾濫	外力が作用する場合※1
床上1.8m以上	大規模半壊	全壊
床上1m以上1.8m未満	中規模半壊	大規模半壊
床上0.5m以上1m未満	半壊	中規模半壊
床上0.1m以上0.5m未満		半壊
床上0.1m未満	準半壊	一部損壊
床下浸水		

【判定】 **半壊**

※1 津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合。

第2次調査

ケース1) 浸水深が床上1m近傍で、外壁、内壁、床、建具、設備の被害が2/3程度※2の場合

【各部位の損害割合※3】

屋根	0/15	柱	0/15	天井	0/5
外壁	6/10	床	6/10	建具	10/15
基礎	0/10	内壁	6/10	設備	6/10

【住家の損害割合】 **合計** 【判定】 **中規模半壊**

34/100

ケース2) 浸水深が床上0.1m近傍で、外壁、内壁、床、建具、設備の被害が1/3程度※2の場合

【各部位の損害割合※3】

屋根	0/15	柱	0/15	天井	0/5
外壁	3/10	床	3/10	建具	5/15
基礎	0/10	内壁	3/10	設備	3/10

【住家の損害割合】 **合計** 【判定】 **準半壊**

17/100

※2 被害の大きさは、各部位の損傷面積のほか、その損傷の程度も加味して評価されます。

※3 損害割合とは、住家全体に占める各部位の経済的被害を表したものです。部位によって施工価格等が異なるため、同程度の被害が生じても住家の被害として評価できる程度は部位により異なります。

